持別編 2020

Line up

1面 令和2年度 税制改正大綱(資産税) 2面 ご案内!経営力向上計画策定について 3-4面 テレワークを活用してみませんか?

令和2年度 税制改正大綱(資産税)

今月は税制改正大綱より「所有者不明土地等に係る 固定資産税課税への対応」に関してお伝え致します。

近年、所有者不明となった土地が全国的に増加 (平成28年に国土交通省が実施した調査では、実に 12万以上の土地が登記簿で所有者を特定できな かった)しており、公共事業推進、生活環境面等々、 様々な課題が生じています。また、固定資産税の納税 義務者は「登記上の所有者」ですが、この「登記上の 所有者」が死亡した際に、相続登記がされなければ、 登記上で次の所有者が誰なのかを特定することがで きません。市町村では次の所有者を特定するために 多くの時間と労力をかけて調査を行っており、課税事 務に支障が生じていました。こうした所有者不明の土 地等を減らして固定資産税を適正に課税する為、今 回の改正で市町村の権限を強化しました。

●改正内容

◎現に所有している者(相続人等)の申告制度化

市町村は、登記簿上の所有者が死亡し相続登記が されるまでの間において、現に所有している者(相続人 等)に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所 等必要な事項を申告させることができる事とする。

(今までも市町村は「現に所有している者」に対して、 固定資産税の徴収に必要な事項を申告するように促 すことはできましたが、条例に規定された正式な手続 きではないが故に実効性は乏しいものでした。今回 は条例に規定され、正式な制度として運用されます。 併せて罰則規定も設けられる予定です。) (一社)相続手続支援センター センター長 (一社)昇継 上級アドバイザー 長崎オフィス 業務4課 課長 **貞松 威穂**

(M&Aシニアエキスパート、相続診断士)

【適用時期】

令和2年4月1日以後の条例施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用

◎使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村は、一定の調査(※)を尽くしてもなお土地等の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる事とする。

(「使用者」と認定される具体的な範囲や、適用があった場合に過年度分の納税義務の有無などは、今後明らかになっていくようです。)

※一定の調査とは、住民基本台帳、戸籍等の公簿上 の調査並びに使用者と思われる者やその他関係者へ の質問等

【適用時期】

令和3年以後の固定資産税について適用



ご案内!経営力向上計画策定について

税理士法人アップパートナーズ 業務5課

主任 西野 孝代

こんにちは。経営サポートグループです。

経営サポートグループからは約1年ぶりのご挨拶となります。この記事を書いている3月中旬は、新型コロナウィルスの影響により日常生活においても各方面に動揺が広がってきました。

また、その動揺をおさめるべく、企業にも個人にも、それぞれ支援策が出てきているところです。

人が集まる事を敬遠し自粛したために起こりうる売上減少は大きな問題で、政府決定による支援は重要なものとなります。

●資金繰支援●助成金支援●補助事業支援

新型コロナウィルスの影響で実害があった経営者に対しては上記のような支援が厚くなってきているところですので随時情報を確認して皆様に情報提供ができる体制にしていきます。

さて、今回の内容は新型コロナウィルス対策や支援とは別になりますが、経営力向上計画を作成する 事により特典を活用できる制度についてのご案内です。

「経営力向上計画」とは

中小企業庁が示す制度の概要は、「人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます」とあるように、この計画を作成し国の認定を得ることができれば大きく分けて3つのメリットがあります。

①節税効果が得られる

認定を受けた計画に基づき新規設備を導入した場合 (要件を満たした設備であれば)即時償却・ 税額控除が受けられる。

☆例えば、1000万円の設備投資をする場合、その設備が要件を満たしていれば1000万円全額を損金とする事ができる、または最大100万円(取得価額の10%)を法人税・所得税から控除できる。

②金利の低い借入ができる

☆政府系金融機関の制度融資の活用や保証協会による保証枠が拡大される。 (融資を受けられない場合もあります)

③補助金申請に対し優先採択される

☆ものづくり補助金等、予算や補助金額が大きく人気がある補助金の審査時に加点を受けることができる為、採択される可能性が高くなります。

このように魅力的なメリットがある制度ですが、まずは認定を受ける為の事業計画を策定する必要があります。設備投資の場合は設備を取得する前に認定を受ける必要があります。

認定を受けてから設備投資までの期間に縛りはありません。

逆に申請書が完成し申請後認定を受けるまでには1~2ヵ月かかるのが標準ですので、先々設備投資のご予定がある事業所様は申請を検討されてはいかがでしょうか。

テレワークを活用してみませんか?

新型コロナウイルスの影響で、テレワークの活用が注目されています。

- ●実施してみたいが、自社で利用できるのか?
- ●お金がかなりかかるのではないか?
- ●そもそもどうしたらよいかわからない 等の声を耳にします。



弊社では、以前から在宅勤務制度を導入しており、場所を選ばない働き方を推進しています。 意外と手軽に実施できますし、やってみると便利さもわかっていただけます。職種にもよりま すが、うまく行けば、通勤時間の削減や疲労の軽減、また新型コロナウイルス感染リスクも減

らせます。ぜひ導入をご検討ください。

弊社の取り組みを紹介させていただきます。

【方法 1】 TeamViewer(チームビューワー)

パソコンをもう1台準備して、事業所に置いているパソコンを遠隔操作する方法です。



必要なもの

☆パソコン本体 1 台 (利用できる PC をお持ちでしたら、購入の必要はありません) ☆インターネット回線

☆ソフト: TeamViewer 年間 24,800 円~(個人版は無料のタイプもあります)

使い方

(1) 事前準備

- ①事業所にある接続先 PC に Team Viewer をインストールします。
- ※ダウンロード及びインストールはこちら ⇒ https://www.teamviewer.com/ja/
- ②<u>接続先 PC</u>からTeamVeiwerを開き、オプション→セキュリティで無人アクセス用にパスワードを設定します。
- ③開いたときに表示される、使用中のIDをメモします。
- ④接続元のPCにTeamViewerをインストールします。

(4面へ続く ⇒)

テレワークを活用してみませんか?

(← 3 面より続き)

- (2) 使用開始(自宅など事業所外からの接続)
 - ①接続元のPCからTeamViewerを開きます。
 - ②(1)で設定した、使用中のIDとパスワードを入力します。
 - ③接続ボタンを押します。
 - ④接続先のPCが表示されますので、普段どおり使用します。
 - ※ 画面を遠隔操作しますので、接続元のPCを操っている状態になります。 よって、事業所内で仕事をしているのと同じようにネットワーク内にアクセスできます。 (共有フォルダや、事業所内のWebシステムなども利用可)
 - ※ プリンターを使いたい場合も、接続先、接続元両方から出力できます。
 - ※ 事業所内のPCを持ち出さないので、データ紛失のリスクは低いと思われます。
 - ※ パスワードは定期的に変更することをお勧めします。

【方法2】 VPN接続 事業所内のネットワークにルーターを設置して、VPN接続という方法でアクセスする方法です。 社内ネットワーク (接続先) 自宅 (接続元) 社内ネットワークに

(1) 事前準備

- ①自社または業者にお願いして、ルーターを購入・設置します。
- ②ルーターに VPN 接続を設定します。(弊社では Ciscoシステムズのルーターを設置・設定)
- ③接続元のPCに、ソフトウェア、またはUSBメモリ等のハードウェアをインストールし、設定します。(弊社ではCisco AnyConnectというソフトを設定します)

自宅 PC から繋いで、社内と同じように作業できる

(2) 接続開始

- ①接続元のPCから(1)の③で設定したソフトを開きます。
- ②パスワードを入力し、接続ボタンを押します。

ルーターには様々なタイプがあり、規模によりますが数万円~百万円を超えるものもあります。

他には UTM という、ネットワークの出入口に設置し、通信を監視して不正な通信を遮断したり、侵入を防ぐ役割を兼ねているものもあります。ネットワークを守るためにも必要なものですので、この機会にご検討いただいても良いかと思います。

テレワークに関しては弊社でも導入サポートできますので、ご質問などありましたら IT 支援課までご相談下さい。